

Title	慶應義塾法科大学院の今後への期待
Sub Title	
Author	豊泉, 貫太郎(Toyoizumi, Kantaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.26 (2013. 6) ,p.9- 13
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法科大学院開設10周年記念号 特集：法科大学院の現在・過去・未来
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0009">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0009</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 慶應義塾法科大学院の今後への期待

豊 泉 貫太郎\*

1. 2004（平成16）年4月に慶應義塾大学大学院法務研究科（以下慶應ロースクールという）が開校し、本年をもって10年目を迎える。設立当初から関わった者として慶應ロースクールが質、量ともに一定の実績を着実に挙げてこられたことに対し安堵している。ところで現在ロースクール全体についての評価は厳しいものがあり、その統廃合が真剣に検討されている。過日も東北学院大学が2014年度以降の学生の募集を停止するとの報道があり、これで6校目であるが当初74校でスタートしたものが10年を待たずに約1割が廃校となるということは元々の制度設計に問題があったといえる。そもそもロースクール構想は合格率を約7割とし、年間合格者を約3000名と想定したものであった。そうであれば全ロースクールの入学定員は4200名前後であるべきところ、当初設立認可されたロースクールは74校、その定員は約5900名であり、単純に計算して合格率が5割強でスタートしたものであり、当初から想定とかけ離れたものだったのである。これは各校が定員数の増加を強く求めたことと併せて関係官庁が安易に認可したことによるが、更に現実の新司法試験の合格者は2000人前後、合格率34%前後に止まっており、この結果多くの若者の人生を台無しにしてしまったといえよう。この様な状況の下、各ロースクールが運営に苦慮している

---

\* 法務研究科委員長任期、平成19年4月1日から平成21年9月30日まで。

ところである。勿論合格者が当初の3000名ではなく2000名に止まっていることを非難することは容易であるが、しかし「法曹に相応しい能力」からの判定だと言われれば反論のしようがなく、更にその2000名ですら修習終了後の就職困難の現実を知るとき今後しばらくは3000名に増加することは期待できない。元々我国の適正法曹人口を策定するとき欧米諸国の法曹人口との対比から算出されたものであり、決して実需を踏まえたものでは無かった。丁度高速道路を建設する際関係当局が色々工夫して需要予測を嵩上げたのと同様であり、今後も2000名程度で暫くは推移するものと考え。

2. その結果平成24年の新司法試験の結果を見ると、合格者の現実受験者との割合が10%以下のロースクールが16校あり、これに出願者との割合が10%以下のロースクールを加えると35校になり、全体74校のうち47.3%、実に約半数のロースクールが存亡の危機にあるといえる。これは決して各校の怠慢、努力不足ということではなく制度自体に無理があったということを示したものである。そのような困難な状況下において合格者数、合格率の何れにおいても（勿論これに満足するのではなく、より良く努力されることを望むが）一応の実績を例年残すことが出来ていることにつき、一時慶應ロースクールに在籍した者として喜び、また現担当者に対し感謝申し上げる。

3. しかし更なる発展のためには種々改善し、工夫すべき課題も存すると考える。その最たるものは学生特に未修者の法律学力の向上、充実であろう。そのために何を為すべきかにつき少しばかりの提言をさせて頂く。

#### ① 2年時、3年時を通じての基礎学力向上、充実のための配慮

既修者の2年間に対し未修者3年間というのは、大学法学部4年間に相当する修学をロースクールでは1年間で修了させるということであり、元々無理な制度設計といえた。本来であれば大学4年間の内教養課程、就職活動期間を除いても実質2年は必要と考える。これを1年で修了させたことにするという制度自体をただ非難しても何ら解決策とならない。問題は未修者が既修者と共に

学ぶ2年次、3年次にあっても心掛けて各法の基本概念を理解できる設問等の工夫が必要ではないだろうか。私法分野に関して言えば法律行為、意思表示、代理などの正確な理解は何度繰り返しても無駄では無い。手形行為も訴訟代理もこれらの概念を正確に理解していることが前提である。嘗て塾法学部での司法演習で商法の津田利治教授が1年掛けて法律行為、意思表示のみを教授されたことがあったが、その大切さを理解されていたからであろう。そうであれば2年次、3年次にあっても法律行為、意思表示など私法の基本を繰り返し問い掛ける設問を準備し、これにより基本概念を絶えず点検できるようにする工夫が出来ないだろうか考える。刑事法に関して構成要件、違法、有責、共犯など根本は繰り返し問う設問が有益であろう。

## ② 新司法合格者、特に未修合格者のスタッフ登用の努力

慶應の良き伝統は先輩が後輩を指導するという文化である。ただロースクール発足当時は、当然のこととして実務家教員は全て旧司法試験合格者であり、新司法試験の実情、内容を十分には理解していない。しかし既に10年が経ち、新司法試験合格者も7年目となる。勿論実務経験が5年程度の者に単独で授業を担当させるのは困難と考えるが、ロースクールには主、副共同担当科目も多く有り、その副担当に新司法試験合格者を登用することはロースクール生に対する指導として極めて有益であろう。特に未修者コースからの合格者であれば未修者コースの学生に適切なアドバイスが出来、必要以上の不安を払拭出来る良き相談相手となろう。更にゼミ担当者、模擬裁判の証人役などにも積極的に登用し、その機会を通して学生の良き相談相手の役割を果たして頂きたいと考える。

## ③ 出題、検討課題の一般化

ロースクールが発足して10年近く経つと、各科目の毎年の出題内容の見直しがなされ、前回扱った分野を避けてそれ以外の分野から出題する新聞が作成される。しかし現実の実務で扱う事件はそれ程特異なものは少ない。恐らく民事事件の半数近くは損害賠償事件であろう。そうであれば債務不履行、不法行為に基づく損害賠償請求権の成立要件、損害賠償の範囲などは繰り返し検討する

ことが有益と考える。既にその分野は昨年出したから検討しないというのではなく、一般的、共通する問題を繰り返し検討することが有益と考える。このことは要件事実論についてもいえる。要件事実論は民事訴訟を前提として、その主張、立証配分を理解することが訴訟のみならず訴訟外交渉に於いても極めて有益なものといえる。しかし余りに特異な事例に関するものや、再々抗弁のような余りに精緻な要件事実論は実際に実務に携わったときや裁判官になってからの訓練で確認すれば良いのではないだろうか（実は以前司法研修所長経験者が今の要件事実論は余りに細かくてついていけないとこぼしていた）。それよりも要件事実論から導かれる実体法上の各種権利の発生要件や効果を正確に理解することが有益ではないかと考える。

#### ④ 法の批判的検討姿勢の養成

近時基本法の改正が相次ぐ。私法分野においても民事訴訟法、会社法が全面改正され、今民法の改正が現実味をおびている。私自身も旧商法と新会社法の切り替え時に授業を担当し、龐大な新会社法、法務省令の理解に苦しんだ思い出がある。当初これに関しての法務省担当者の解説を読みながら、多くの点につき違和感を覚え、一部は授業でも疑問であると学生に伝えたことがあったが、その後多くの研究者の教科書、論文の中で同様の疑問、批判が見られ安堵している。この様なことは今後も続くと考えるが、慶應ロースクール生の多くが実務家を始め法律に携わることとなることを考えるとき、慶應ロースクールでは単に立法担当者の解説を鵜呑みにするのではなく、各授業担当者が自己の法意識、法感覚を踏まえて解説、主張する授業を行うことで、受講者であるロースクール生も同様の姿勢が必要であることを自然に理解できると考える。その様な勉強姿勢を養成する授業が必要と考える。

4. 勿論今まで慶應ロースクールが作り上げた良き伝統は今後とも維持、充実されることを願う。即ち学生同士が和気藹藹であることや研究者教員と実務家教員の相互信頼を基礎にしての充実した協働関係、複数担当者間の事前打ち合わせで互いに良い刺激を受けていること、主副担当制度で世代交代が順調に

進んでいることなどは、他のロースクールには見られない優れた点であり、今後もこの良き伝統が維持、発展されることを期待する。

5. 以上は既に慶應ロースクールを辞めた者の粗雑な提言である。どう受け止められるか、また採否は現に担当されている皆さまのご判断にお任せすることとし、原稿を依頼された者としてささやかに責めを果させて頂いた次第である。